

第 17 章 第 15 章及び第 16 章の意見についての事業者の見解

第 17 章 第 15 章及び第 16 章の意見についての事業者の見解

17.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第 15 章に示したとおり、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見はなかった。

17.2 知事の意見と事業者の見解

第 16 章に示された知事の意見と事業者の見解は、表 17.2-1(1)～(4)に示すとおりである。

表 17.2-1(1) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見	事業者の見解
全 般 事 項	<p>(1) 建設機械の稼働については、稼働時間帯が均一ではないと想定され、また資材運搬等の車両の走行については、国道 254 号バイパス(以下「バイパス」という。)が未整備の状況では交通集中による渋滞が生じる可能性がある。</p> <p>また、計画地の敷地境界付近に存在する公園や住居などの要配慮施設についても考慮する必要があることから、建設機械の集中した稼働や資材運搬等の車両による渋滞等により、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える調査地点が生じないように計画的な作業・運行を行うこと。</p>	<p>知事意見を踏まえ、埼玉県による国道 254 バイパスの工事状況及び周辺配慮施設の実情を踏まえ、建設機械や資材運搬等の車両の計画的な作業・運行を行う旨を追記しました。</p>
	<p>(2) 近年の気象災害事例を踏まえ、計画地内に存在する小規模な排水路や、調整池からの越水、濁水の流出が生じないように十分な排水施設を設置すること。</p> <p>なお、計画地内には宅地や教育施設があることから、異常気象時に対応できるように調整池設置後の状況を継続的に観測することが望ましい。</p>	<p>雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を有する調整池を計画地内 4 箇所に設置し、オリフィスを介しての自然流下又はポンプアップにより雨水流出量の抑制を図ります。また、計画地内には小規模排水路がありますが、当排水路は特定の土地の排水に用いており、本事業による新規排水は新たに整備する排水管に排出するよう計画するため、越水等による影響は生じないと考えます。</p> <p>また、知事意見を踏まえ調整池の管理引継ぎ後は、和光市が同条例に則り適切に調整池の維持管理を行う旨を追記しました。</p>
	<p>(3) 午王山遺跡下の崖地(計画地南側の午王山遺跡北端)まで盛土造成する計画であることから、当該崖地の下から染み出ていると推察される地下水への影響に留意して工事を行うこと。</p> <p>特に、事業に関連して実施される午王山遺跡下の盛土工の安全性については、一例として「日本道路協会 道路土工 盛土工指針」の該当部分に準じて行うなど、明確な基準に従い実施し安全性を担保すること。</p>	<p>崖地の地下水は、道路土工等の指針基準に基づき、水平排水材をいれて崩壊防止対策を行い、計画地内の調整池に排水する計画です。</p> <p>また、当事業に関連して別途実施される午王山の盛土工においても「日本道路協会 道路土工 盛土工指針」等の指針基準に準じて工事を行うなど、明確な基準に従い実施し、安全性を担保します。</p>
	<p>(4) 土砂災害防止と環境保全(湧水保全や希少植物保全)とのバランスについて、関連団体等と協議の上検討し、造成計画に生かしていくこと。</p>	<p>午王山緑地を協働管理する市民団体には盛土工事に関する説明会を実施しています。今後も当団体とは継続的な協議の上、環境保全に関する要望事項を取りまとめ、造成計画の検討を行っていきます。</p>

表 17.2-1(2) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見	事業者の見解
<p>全 般 事 項</p>	<p>(5) 計画地内の大部分を盛土造成する計画であるが、準備書で示されている造成計画においては、その造成に係る適切な断面図が示されていない。評価書においてこれらを示し、造成計画の詳細を明らかにすること。</p> <p>なお、盛土造成については、上記(3)のとおり安全性を担保した形で実施すること。</p>	<p>知事意見を踏まえ、造成計画について、断面図を示し、詳細を明記しました。</p> <p>盛土造成については、「日本道路協会 道路土工 盛土工指針」等の指針基準に準じて工事を行うなど、明確な基準に従い実施し、安全性を担保した形で実施致します。</p>
	<p>(6) 計画地内で希少種のコギシギシが確認されている。コギシギシは湿った水田環境のような攪乱を受ける場所で生育する種であることから、これらの生育環境にも配慮した公園整備を検討すること。</p>	<p>計画地内のコギシギシは、舗装された路傍で確認されたものであり、湿生植物の生育環境として保全や代償措置が必要と考える環境ではありませんでした。なお、コギシギシの大半は計画地外の水道道路の北側の農地で確認されており、本事業において改変等を行わないため今後も生育環境は残るものと考えます。</p> <p>また、本事業で整備する公園については、午王山安全対策工事により盛土した斜面地や地下式調整池の上部に計画しており、公園用地の特性から、利用者の安全性や維持管理上、公園に湿生植物等の生育環境を創出することは難しいと考えていますが、本事業で設置する調整池が湿生植物の生育環境になる可能性があると考えています。</p> <p>調整池には降雨時の雨水とともに周辺の土砂や土壌に含まれる植物種子の流入や、鳥類が調整池の水辺を利用することに伴い種子が運ばれることが想像されます。また、維持管理のために定期的実施する調整池の浚渫等についても、同様に人工的に攪乱を与える水田環境と類似し、コギシギシ等の湿生植物の生育環境となることを期待されます。</p> <p>このように、水田や池、水路等の湿地環境に生育する種については、事業地内の調整池等の新たな環境の創出により、生育する環境が回復する可能性も期待できると考えます。これにより、そこからさらに周辺に植物の種子が拡散するなど、地域の一時的な、植物のストックの場、水鳥などの休息地となることを期待されます。</p> <p>以上を踏まえ、コギシギシの群生等が確認された、水道道路の北側の農地環境との連続性を踏まえた動植物の生息・生育環境の確保に配慮して、調整池及び公園を配置することで周辺環境とのネットワークの形成を図り、可能な限り動植物の生息・生育環境にも配慮した土地利用計画としております。</p>
	<p>(7) 温室効果ガス排出量については、国の排出削減目標(NDC)や、県のカーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出が抑制されるよう造成事業を行い、また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。</p>	<p>知事意見を踏まえ、工事中については、国の排出削減目標(NDC)等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出を抑制し造成工事を行うよう、施工業者に要請する旨を追記しました。</p> <p>また、各進出企業に対しても、温室効果ガスの排出が抑制されるよう可能な限り太陽光などの自然エネルギーの利用促進やグリーン購入に努めるよう指導してまいります。</p>

表 17.2-1(3) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見	事業者の見解
大気質	(1) 特定の環境保全措置を実施することを前提として予測評価している場合、当該環境保全措置を確実に実施できる体制を整え、その旨を環境保全対策として評価書に記載すること。	降下ばいじん量の予測について、散水効果を見込んだ際の予測評価を行っているため、知事意見を踏まえ環境保全措置に、周辺に住居が多く粉じんによる影響が懸念されることから環境保全措置として、造成箇所、資材運搬等の車両の仮設道路には適宜散水を行い、粉じんの飛散防止が確実にできる体制を整えるよう施工業者に指導する旨を追記しました。
	(2) 施設の稼働に伴う最大付加濃度出現地点が計画地南側に位置する住宅地内であること、また、バックグラウンド濃度が高いことから、他の地域にも高濃度地域が出現する可能性があることを考慮し、短期予測の結果も踏まえながら企業進出後の排出源対策も十分行うこと。	知事意見を踏まえ、進出企業に対しては排出源の対策として、ボイラー等の設備機器の選定にあたっては可能な限り環境に配慮した最新機種を選定を検討すること等を要請する旨を追記しました。
騒音・低周波音及び振動	(1) 小学校、高等学校等の要配慮施設について、現在、窓閉め対策を前提として騒音の予測評価が実施されているが、常時、窓を閉めているとは考えにくいいため、その他必要な環境保全措置を施すこと。	知事意見を踏まえ、進出企業に対し、必要に応じて学校等の要配慮施設に対する影響を把握し状況に応じて適切な対応をとるよう要請する旨を追記しました。
	(2) バイパスの開通により、道路交通騒音に係る環境基準が、バイパス開通前と開通後において異なる基準になると推察されることから、関係住居の住民に対して丁寧な説明を行うこと。	バイパスの開通に伴い道路沿道周辺の住居において、環境基準の類型指定が変わることにより開通前と開通後において異なる基準となりますが、本事業の実施に伴う道路交通騒音については評価書に記載した環境保全措置を行うことにより影響の回避・低減を行ってまいります。 また、バイパス開通による影響等については、バイパスの事業者及び将来管理者である埼玉県に關係住民に対して丁寧な説明を要望してまいります。
土壌	計画地内において、特定有害物質の取扱の可能性のある事業所等の情報があることから、できる限り評価書で明らかにし、今後、土地の形質の変更を行う前に土壌汚染対策法等の法令に基づき適切に対応すること。	知事意見を踏まえ、特定有害物質の取扱の可能性のある事業所数について評価書に記載しました。 また、事業所等については、現在、操業中であるため、今後、該当する事業所の操業が停止した後に本事業の工事の実施前に「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」の手続きの中で適切に対応してまいります。
地盤	計画地内の大部分を盛土造成する計画であることから、当該造成工事を事業敷地境界付近で実施した場合、その周辺の住宅への影響が懸念される。不等沈下が生じないように留意すること。	知事意見を踏まえ、特に計画地敷地境界付近で造成工事を行う際には、周辺の住宅への影響が懸念されるため不等沈下が生じないように留意し工事を行う旨を追記しました。
景観	(1) 令和4年に「史跡午王山遺跡保存活用計画」が策定されており、当該計画では、景観の保存が望ましい区域が指定されている。 計画地は当該遺跡に隣接していることから、計画地における開発においては、当該計画で示されている景観への配慮事項について考慮すること。	地区計画により、午王山遺跡からバイパスまでの区間は、住居地区及び公共施設地区とする計画となっております。 知事意見を踏まえ、「史跡午王山遺跡保存活用計画」により、景観の保存が望ましい区域に指定されている場所においては、景観への配慮事項について考慮するよう指導、要請する旨を追記しました。

表 17.2-1(4) 知事の意見と事業者の見解

項目	意見	事業者の見解
景観	(2) 進出企業による大規模建築物の立地が想定され、計画地の敷地境界付近には公園や住居があることから、建築物による圧迫感が軽減できるよう、進出企業に対して、緑化などの周囲の影響緩和措置の実施を指導すること。	地区計画により、敷地面積 3,000m ² 以上の立地企業には、住宅地区、公共施設地区及び市街化調整区域に面する道路境界沿いに緩衝緑地帯の設置を位置付ける計画であり、建築物の圧迫感を低減する措置を講じています。 知事意見を踏まえ、地区計画に基づき、各進出企業に対して緑化などの周囲の影響緩和措置を実施するよう指導する旨を追記しました。
史跡・文化財	計画地内には埋蔵文化財がないと準備書に記載されているが、計画地南側には「国指定史跡午王山遺跡」がある。弥生時代の集落である当該遺跡は独立丘陵で完結しているとされているが、弥生時代では丘陵地の上部に集落をつくるだけでなく、低地の利用も見受けられる。 計画地は当該遺跡の下部に位置することから、開発に当たり埋蔵文化財が確認される可能性があるため、確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。	事業にあたっては、市教育委員会と協議の上、試掘調査を行い、埋蔵文化財が発掘された場合は、文化財保護法に基づき必要な措置を講じます。
廃棄物等	(1) 産業廃棄物の処理について進出企業に対して指導するとあるが、市には産業廃棄物の指導部署がないことから、現実的に対応できる部署を具体的に記載すること。 (2) 発生が予想される一般廃棄物について予測評価が行われていないが、事業系一般廃棄物の発生が見込まれることから、当該項目についても予測評価すること。	産業廃棄物の処理に関する指導は埼玉県の所管ですが、事業系一般廃棄物の処理について、和光市廃棄物所管課が各進出企業に指導すると併せて、手引き等により排出事業者責任について周知し、産業廃棄物については、適正に処理するよう要請します。 知事意見を踏まえ、評価書に事業系一般廃棄物にかかる予測評価を行いました。
事後調査	(1) 大気質における予測結果において、施設の稼働に伴う最大付加濃度出現地点が計画地南側住宅地内となっている。 当該出現地点での影響が出来る限り把握できるよう事後調査を実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を検討すること。 (2) 建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う騒音・振動において、計画地南側住宅地では、長期にわたり基準超過の状況になると見受けられる。 現在想定している環境保全対策が十分な内容となっているかについて、事後調査によって把握し、対策が不十分な場合には、追加の環境保全対策を行うこと。 (3) 計画地内に開通するバイパスとの複合的な騒音・振動による影響が想定されるため、バイパス供用後の事後調査により影響の把握に努め、必要に応じて、バイパスの事業主体である県と連携し、環境保全措置を検討すること。	知事意見を踏まえ、施設の稼働に伴う大気質を事後調査項目として選定しました。また、その結果に応じて環境保全措置を検討してまいります。 知事意見を踏まえ、環境保全措置として、住居周辺における工事中の騒音・振動の状況を把握し、その結果に応じて追加の環境保全対策を行う旨を追記しました。 知事意見を踏まえ自動車交通の発生に伴う振動について事後調査項目として追加しました。また、調査時期については、立地企業等の稼働状況が定常となる時期(概ね供用開始 3 年後)に調査を行う予定としておりますが、事後調査の実施を検討する時点で、バイパス事業の進捗を踏まえ、可能であればバイパス供用後に事後調査を実施するよう調整します。 事後調査後、必要に応じて、バイパスの事業主体である埼玉県と連携し、環境保全措置を検討することとします。